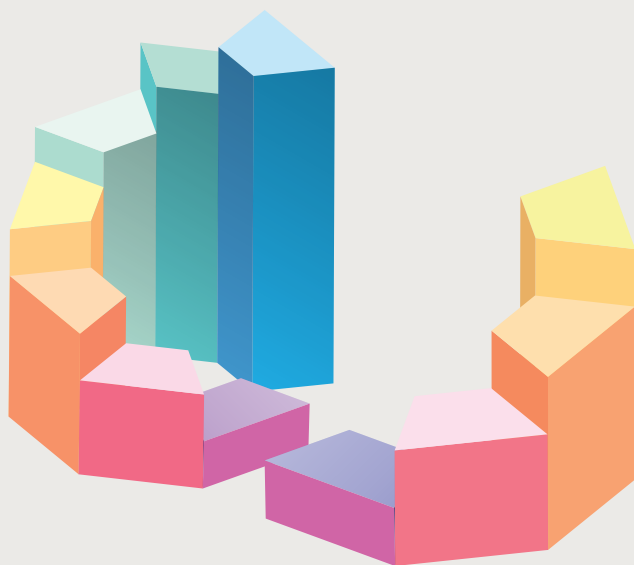


中小受託取引適正化法対応

Q&A

下請・業務委託の 法律実務

東京弁護士会法友会〔編集〕



ぎょうせい

はしがき

法友会は、東京弁護士会内における政策団体であり、現在は約2,900名の会員を擁する大きな組織です。設立以来、会員の研鑽を重ね、弁護士業務の質的向上を目指すことを活動の柱の一つとしてきました。

その一環として、法友会ではほぼ毎年、法律関連の書籍を刊行し、会員のみならず広く法曹界や法律の現場に資する情報を提供してまいりました。

本年度は、2025（令和7）年5月23日に改正され、2026（令和8）年1月1日に施行される「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「中小受託取引適正化法」といいます。）をテーマに、本書を刊行する運びとなりました。

同法は、従前「下請代金支払遅延等防止法」と呼ばれていたものであり、今回の改正は約20年ぶりの大幅な改正です。

改正の目的は、不公正な商慣習を是正し、取引の適正化を確保することで、中小事業者の健全な発展を支えることにあります。これに伴い、法律の名称も変更され、従来「親事業者」と呼ばれていた側は「委託事業者」とされ、「下請事業者」は「中小受託事業者」と改められるなど、用語の整理も行われました。

さらに、改正の具体的内容としては、委託事業者と受託事業者との間の価格協議の義務化、支払方法の制限、適用範囲の拡大など、実務に直結する重要な改正が盛り込まれています。

これらの改正は、受託事業者に対する不当な取り扱いを防止し、委託事業者自身が不公正な取引に陥ることを回避するためにも不可欠であり、我々弁護士にとってもその内容を正確に理解し、取引実務に反映させることは責務であると考えます。

本書は、そのような実務上の要請に応えるべく、中小受託取引適正化法

について総論的な解説を行うとともに、具体的な事案を想定したQ&A形式で構成しました。執筆は法友会のメンバーが分担し、それぞれの専門的視点を活かして担当しました。さらに、5名の監修者による厳密な確認を経て、法的正確性と実務の有用性を兼ね備えた内容となるよう完成させました。

本書が、弁護士、企業法務担当者、さらには中小事業者の皆様にとって、改正法の理解と適切な対応に資する一助となれば幸いです。加えて、読者の皆様からいただくご意見を踏まえ、今後も内容を充実させ、より実務に即した形で改訂を重ねていく所存です。

最後に、執筆・監修を担当してくれた会員各位に深い感謝の意を表するとともに、本書刊行に至るまで多大なご協力を賜った株式会社ぎょうせいの田村佳巳氏に、改めて厚く御礼申し上げます。

令和7年12月

2025（令和7）年度 東京弁護士会法友会
幹事長 石 黒 美 幸

監修者・執筆者一覧

監修者

第1章	廣畑 牧人
第2章	岩田 修一
第3章	石橋 尚子
第4章	上野 真裕
第5章、第6章	近森 章宏

執筆者

第1章

佐藤 孝丞 関根 健太 中村 真理子 中谷 百合子
西山 凌雅

第2章

池田 大介 中禮 啓文

第3章

岡本 知子 久間 颯彦 新保 雄一 町田 陸

第4章

大澤 隆太郎 小山田 圭 廣石 和也 水村 佳和
宮崎 貴博

第5章

鈴木 基樹 前田 健志 吉岡 早月

第6章

角田 智美 黒岩 瞳 小島 大樹

凡 例

1 法令名等略語

本文中の法令名等は基本的に正式名称で記したが、次に掲げるものは略語を用いた。

取適法 (中小受託取引適正化法)	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の遅延等の防止に関する法律（略称：中小受託取引適正化法）
(旧・改正前) 下請法	下請代金支払遅延等防止法
振興法	受託中小企業振興法
独禁法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
明示規則	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則
取適法運用基準	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準

2 関係資料略語

取適法テキスト	中小受託取引適正化法テキスト（公正取引委員会・中小企業庁（令和7年11月））
取適法ガイドブック	中小受託取引適正化法ガイドブック（公正取引委員会・中小企業庁）

3 裁判例

裁判例を示す場合、「判決」→「判」、「決定」→「決」と略した。また、裁判所の表示・判例の出典については、次のア、イに掲げる略語を用いた。

ア 裁判所名略語

〇〇高 〇〇高等裁判所

〇〇地 〇〇地方裁判所

イ 判例集出典略語

判 時 判例時報

判 夕 判例タイムズ

目 次

はしがき

監修者・執筆者一覧

凡 例

第 1 章 中小受託取引適正化法の適用範囲

1	中小受託取引適正化法の概要等	2
1	法律の趣旨と制定の経緯	2
2	規制対象行為の概要	3
3	改正の背景と法律名の変更	3
4	改正の内容と制度の再構築	3
5	制度の意義と今後の展望	4
2	中小受託取引適正化法の適用対象者	5
1	改正前の仕組み（旧法の「親事業者」と「下請事業者」）	5
2	改正後の仕組み（「委託事業者」と「中小受託事業者」）	6
3	資本金基準の維持	6
4	従業員数要件の新設	7
5	改正の意義と実務への影響	8
6	ま と め	9
3	トンネル会社の規制	10
1	トンネル会社規制の内容及び趣旨	10
2	トンネル会社規制に関係する改正のポイント	11
4	中小受託取引適正化法の適用対象取引	13
1	取適法において適用対象となる取引	13
2	取適法において新たに適用対象となった特定運送委託とは	15
3	取適法による「製造委託等」の概念の改正	15

5	製造委託	16
1	語句の定義	16
2	製造委託の対象物	17
3	具体的な類型	18
6	修理委託	20
1	概 要	20
2	用語の定義	21
3	各類型の説明	21
4	保守点検業務やメンテナンス業務の委託の修理委託該当性	23
7	情報成果物作成委託	25
1	概 要	25
2	用語の定義	27
3	各類型の説明	28
8	役務提供委託	33
1	概 要	33
2	定 義	34
3	資本金及び従業員基準	35
4	建設工事との関係	36
9	特定運送委託	37
1	立法経緯・背景	37
2	概 要	38
3	類 型	39
4	資本金及び従業員基準	41

第2章 書面作成等に関する義務

1	4条明示（旧「3条書面」）の明示事項	44
1	必要記載事項から明示事項に	44

2	4条明示における明示事項	46
3	共通の明示事項	53
4	改正による明示事項の変更について	54
2	4条明示の明示時期	55
1	4条明示すべき事項の明示時期	55
2	明示時期の例外	55
3	4条明示の様式	59
4	4条明示の電磁的方法による提供	60
1	4条明示の明示方法	60
2	電磁的方法による明示の方法	61
5	7条記録（旧「5条書面」）の作成・保存義務	63
1	7条記録の作成・保存義務	63
2	7条記録を作成・保存する場合の留意事項	64
3	電磁的記録により作成・保存する場合の留意事項	64
6	7条記録の記載事項	66
1	7条記録に記載又は記録すべき具体的な必要的記載事項	66
2	製造委託等代金の具体的な金額を明示することができない場合	68
3	4条明示との関係	68
7	7条記録の保存期間	70
1	7条記録の保存期間	70
2	保存期間の起算日	70
3	電磁的記録の場合	71

第3章 下請代金に関する義務

1	支払期日①	74
1	支払期日の設定	74
2	支払期日の起算日	75

3	支払期日の例外的運用について	77
4	まとめ	78
2	支払期日②	79
1	給付の受領日から起算して60日（2か月）を超えて支払期日を定め た場合のみなし支払期日（取適法2条の2第2項後段）	79
2	遅延利息の支払義務（取適法4条の2）	80
3	請求書の発行日等を基準として支払期日を定める場合の注意点	80
4	中小受託事業者の帰責事由による支払遅延	81
5	まとめ	82
3	支払期日③	83
1	3条書面で製造委託等代金の支払期日を定めなかった場合のみなし 支払期日（取適法2条の2第2項前段）	83
2	消化仕入取引における支払期日	84
3	まとめ	86
4	支払遅延の禁止①	87
1	支払遅延	87
2	支払期日を月単位で定める場合	88
3	金融機関が休業日の場合	88
4	その他支払遅延とならない場合	89
5	まとめ	91
5	支払遅延の禁止②	92
1	改正前の規定・運用	92
2	改正	93
3	まとめ	95
6	代金減額の禁止①	96
1	代金減額の禁止に関する規定・運用	96
2	製造委託等代金の減額が認められる場合	97
7	代金減額の禁止②	100

1	代金減額の禁止と割戻金（ボリュームディスカウント）	100
2	割戻金を差し引くことが許される4要件	101
3	問題となりやすい事案	102
8	遅延利息①	103
1	遅延利息の支払い	103
2	遅延利息の起算日	103
3	遅延利息の率	104
4	まとめ	104
9	遅延利息②	105
1	製造委託等代金の減額分についての遅延利息	105
2	本間についての検討	106

第4章 その他の委託事業者の遵守事項

1	受領拒否の禁止（取適法5条1項1号）	110
1	本規定の趣旨	111
2	「受領を拒む」とは	111
3	「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」とは	111
4	設問の検討	112
2	返品 of 禁止（取適法5条1項4号）	114
1	本規定の趣旨	115
2	「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があり返品できる場合とは	115
3	検査と返品することのできる期間	116
4	設問の検討	118
3	買ったたきの禁止（取適法5条1項5号）	119
1	本規定の趣旨	120
2	「通常支払われる対価」とは	120
3	「不当に」とは	121

4	代金減額の禁止（取適法5条1項3号）との違いについて	121
5	設問の検討	122
4	購入・利用強制の禁止（取適法5条1項6号）	123
1	本規定の趣旨	123
2	「自己の指定する物」とは	124
3	「強制して購入させ…利用させる」とは	124
4	「中小受託事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合」とは	124
5	設問の検討	125
5	報復措置の禁止（取適法5条1項7号）	127
1	改正内容—面的執行の強化と事業所管省庁の役割の拡充	128
2	報復措置の禁止の趣旨	129
3	改正の経緯	130
4	情報提供先以外の要件	131
5	事例の検討	131
6	有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（取適法5条2項1号）	134
1	有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	135
2	要件	136
3	事例1の検討	139
4	事例2の検討	140
7	不当な経済上の利益の提供要請の禁止（取適法5条2項2号）	142
1	本規定の趣旨	143
2	「金銭、役務その他の経済上の利益」とは	144
3	「中小受託事業者の利益を不当に害する」とは	144
4	具体例	144
5	参考事例	145
6	設問の検討	146

8 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（取適法5条2項3号）	149
1 本規定の趣旨	150
2 「中小受託事業者の給付の内容を変更させること」とは	151
3 「受領後に給付をやり直させること」とは	151
4 「不当な給付内容の変更」又は「不当なやり直し」にあたる場合	151
5 「中小受託事業者の利益を不当に害する」とは	152
6 「中小受託事業者の責めに帰すべき事由」とは	152
7 参考事例	153
8 設問の検討	153
9 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（取適法5条2項4号）	156
1 規定新設の経緯	157
2 本規定の意義—規制対象の拡大	158
3 「費用の変動その他の事情が生じた場合」とは	160
4 「協議に応じ」ないと	161
5 「協議において…必要な説明若しくは情報の提供を」しないと	162
6 設問の回答	163

第5章 行政指導・罰則

1 対象となる類型の事業の所管省庁の主務大臣の行政指導権	166
1 改正前制度	166
2 改正の背景	166
3 取適法5条の意義	167
4 指導・助言権限の性質	167
5 改正の意義	168
2 公正取引委員会による勧告	169
1 改正前の制度	169

2	改正の背景と趣旨	169
3	受領拒否等の禁止行為と是正	170
4	改正後の勧告権限の拡張	170
5	改正の意義	171
3	公正取引委員会等による報告及び検査（取適法12条）	172
1	行政調査権の行使	172
2	任意の調査	173
4	行政による情報の相互提供（取適法13条）	174
1	情報の相互提供制度の新設	174
2	改正の趣旨	174
5	罰則（取適法14条）	176
1	罰則（取適法14条）	176
2	改正点	177
6	罰則（取適法15条、16条）	178
1	罰則（取適法15条）	178
2	改正点	178
3	両罰規定（取適法16条）	179

第6章 受託中小企業振興法

1	受託中小企業振興法の概要	182
1	目的と概要	182
2	法律が定める主要な規定	182
3	法律の名称・用語の変更と施行日	183
2	多段階の事業者が連携した取組への支援	185
1	問題の所在	185
2	背景	185

3 改正の内容	186
4 期待される効果	186
3 国・地方公共団体の責務（振興法23条）	187
1 国と地方公共団体の役割分担	187
2 主な施策・取組（取適法テキスト149頁参照）	187
4 主務大臣による勧奨	190
1 主務大臣が指導・助言をしても改善されない場合	190
2 改正法の内容	190
5 適用対象の追加（振興法2条1項6号、4項、5項）	192
1 トラック運送業について	192
2 資本金基準に該当しない取引について	193

あとがき

第1章

中小受託取引適正化法 の適用範囲

1

中小受託取引適正化法の概要等



「中小受託取引適正化法」（旧下請法）とはどのような法律ですか。



「中小受託取引適正化法」は、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を目的として制定された旧下請法の内容を令和7年に一部改正し、法令名も改めたものであり、委託代金の支払遅延等を禁ずるなどの規制を定めています。

解説

1 法律の趣旨と制定の経緯

「中小受託取引適正化法」（旧称：下請代金支払遅延等防止法。以下、本書においては特に必要がない限り、「取適法」といいます。）は、大企業と中小企業との間の力関係の格差を背景に、中小企業が不当な取引条件を押し付けられることを防止する目的で制定された法律です。昭和31年に制定されて以来、中小企業庁が所管し、中小企業政策の柱の一つとして運用されてきました。

制定当時、日本は高度成長期の入り口にあり、多数の中小企業が大企業の下請として製造や修理を請け負う構造が一般的でした。そのため、大企業が取引条件を一方的に決定し、下請企業に対して代金支払の一方的遅延、代金の不当な減額、返品、商品の買ったときなどを行う事例が頻発していました。取適法は、これらの行為を禁止し、中小企業の健全な発展と企業間の公正な競争秩序を確保することを目的としています。

2 規制対象行為の概要

取適法が禁止する典型的な行為には、①委託代金の支払遅延、②委託代金の不当減額、③受領物の返品、④不当な買ったたき、があります。これらは、委託事業者が中小受託事業者に対して優越的地位を濫用して不利益を強いる行為にあたります。

例えば、納品済みの商品について代金支払を遅らせたり、契約締結後に一方的に代金額を引き下げたりする行為は典型的な違反です。実務では、仕様変更に伴う追加費用を一切認めない場合や、完成品を売れ残りとして返品する場合なども問題となります。これらは中小企業にとって資金繰りや経営存続に直結する深刻な問題であり、本法はそのような不公正を是正する役割を果たしています。

3 改正の背景と法律名の変更

令和7年の改正により、取適法の正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の遅延等の防止に関する法律（通称：中小受託取引適正化法）」に変更されました。

この背景には、①公正取引委員会が所管する「下請法」と混同されやすかったこと、②「下請」という言葉が必ずしも実態を表していなかったこと、があります。取適法の対象は製造委託や修理委託にとどまらず、情報成果物の作成や役務提供など多様な取引に及びます。そのため、新たな法律名では「受託取引」という包括的な概念を用い、法の趣旨をよりの確に表すこととしました。

また、用語も「親事業者」「下請事業者」から「委託事業者」「中小受託事業者」へと見直されました。これにより、法の適用関係がより分かりやすく示されるようになり、従前に比べて判断しやすくなりました。

4 改正の内容と制度の再構築

今回の改正は法律名や用語の変更にとどまりません。従来は資本金規模

を基準に「親事業者」「下請事業者」を画定していましたが、資本金の多寡と実際の企業規模が一致しないケースも多く、実態に合わないとの批判がありました。そこで、新法では資本金基準に加えて従業員数基準を導入し、より実態に即した適用となるよう基準が設定されることとなりました。これにより、より広い範囲の中小事業者が保護の対象に含まれることになりました。

また、トンネル会社規制が継続され、さらには、新たに「特定運送委託」が適用対象取引に追加されるなどの制度全体の現代化が図られています。

5 制度の意義と今後の展望

取適法は、独占禁止法が市場全体の競争秩序を維持するマクロレベルの包括的規制であるのに対し、大企業と中小企業との個別の取引関係における不当行為の是正というミクロレベルの課題に焦点を当てる点で特徴があります。独禁法が競争政策全般を対象とするのに比べ、取適法は具体的な委託取引の現場に立脚した保護法制と位置づけられます。

デジタル分野やサービス分野の取引拡大に対応する必要性が高まる中で、本改正はその第一歩といえます。実務的には契約条件の見直しや支払実務の改善が必要となり、中小企業庁の講習会や相談窓口を活用することも推奨されています。

総じて、取適法は旧来の下請法の趣旨を継承しつつ、名称や用語、対象基準を改めることで、時代に即した制度として再構築されたものであり、中小企業取引の公正化を担う基本法制として今後も重要な役割を果たしていくことが期待されています。

(関根 健太)

2

中小受託取引適正化法の適用対象者

Q 中小受託取引適正化法が適用されるのは、取引当事者間にもどのような関係がある場合でしょうか。

A 取引当事者が「委託事業者」と「中小受託事業者」の関係に立つ場合であり、その判断基準として、従来の「取引内容」と「資本金規模」による判断に加え、「従業員数基準」が導入されました。

解説

1 改正前の仕組み（旧法の「親事業者」と「下請事業者」）

旧下請法では、適用対象者を「親事業者」と「下請事業者」の関係で画定しており、その判定基準は「取引内容」と「資本金規模」のみでした。しかし、実質的に「親事業者」と「下請事業者」の規模が資本金において等しいような関係について、「資本金規模」という形式的な要件においてカバーしきれない事象が多発していました。

例えば、製造委託取引の場合、資本金をみたときに親事業者が3億円を超え、下請事業者が3億円以下であるときに、本法の適用がありました。また、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託の場合も同様に、取引の種類に着目しつつ、取引当事者の資本金額に着目して「親事業者」、「下請事業者」に該当するかどうかを判断していました。

この資本金基準は、当時の中小企業の実態を反映したものではありませんでしたが、現代では資本金が小さくても実質的に大規模な事業を展開している企業もあり、逆に資本金は大きくても実際の経営規模は小さい企業も存在するため、そのような場合に実態に即さないとの指摘がなされていました。

2 改正後の仕組み（「委託事業者」と「中小受託事業者」）

令和7年の改正により、法律名とあわせて用語も「親事業者／下請事業者」から「委託事業者／中小受託事業者」へと変更されました。「委託」と「受託」という関係に整理することで、資本金基準のみではカバーしきれなかった事象についても、広くカバーしようという目的のためです。

① 委託事業者（旧：親事業者）

他の事業者に製造、修理、情報成果物作成、役務提供等を委託する側。

② 中小受託事業者（旧：下請事業者）

委託を受けて製造、修理、情報成果物作成、役務提供等を行う中小規模の事業者。

用語の見直しにより、単なる上下関係ではなく「委託関係」であることが明示され、対象範囲がより拡大し、より理解しやすい形になりました。

3 資本金基準の維持

もっとも、新法でも資本金基準は維持されています。これは、資本金の額が企業規模の大きさを測る基準として簡便であり、依然として有効だからです。

具体的には、対象となる取引が①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託のうち政令で定めるもの（プログラムの作成委託）及び④役務提供委託のうち政令で定めるもの（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に関する役務提供委託）については、委託側の資本金が3億円超であるときに受託側の資本金が3億円以下であるか（取適法2条8項1号、同条9項1号）、また、委託側の資本金が1000万円超3億円以下であるときに受託側資本金が1000万円以下であるかどうかで本法の適用対象となるかどうか判断されます（取適法2条8項2号、同条9項2号）。

また、対象となる取引が、⑤情報成果物作成委託のうち③を除いたもの

及び⑥役務提供委託のうち④を除いたものである場合は、委託側資本金が5000万円超であるときに受託側の資本金額が5000万円以下であるかどうか（取適法2条8項3号、同条9項3号）、または、委託側の資本金が1000万超5000万円以下のときは、受託側の資本金額が1000万円以下であるかどうかで本法の適用対象となるかどうか判断されます（取適法2条8項4号、同条9項4号）。

4 従業員数要件の新設

令和7年改正の大きな特徴は、資本金基準に加えて「従業員数基準」が導入されたことです。前述のとおり、本法の適用対象とすべき取引当事者相互の実質的関係をより適切に画するためのものとなります。

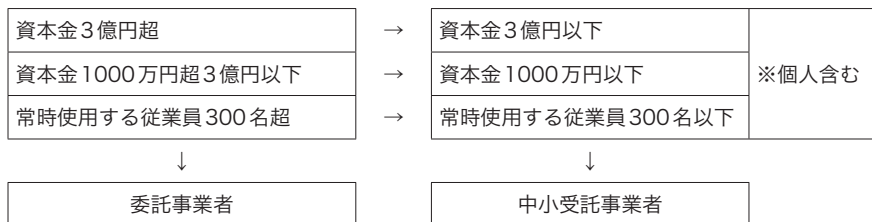
具体的には、対象となる取引が①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託のうち政令で定めるもの（プログラムの作成委託）及び④役務提供委託のうち政令で定めるもの（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に関する役務提供委託）については、委託側の常時使用する従業員が300名超であるときに受託側の常時使用する従業員が300名以下であるかどうかで本法の適用対象となるかどうか判断されます（取適法2条8項5号、同条9項5号）。

また、対象となる取引が⑤情報成果物作成委託のうち③を除いたもの及び⑥役務提供委託のうち④を除いたものである場合は、委託側の常時使用する従業員が100名超であるときに受託側の常時使用する従業員が100名以下であるかどうかで判断されます（取適法2条8項6号、同条9項6号）。

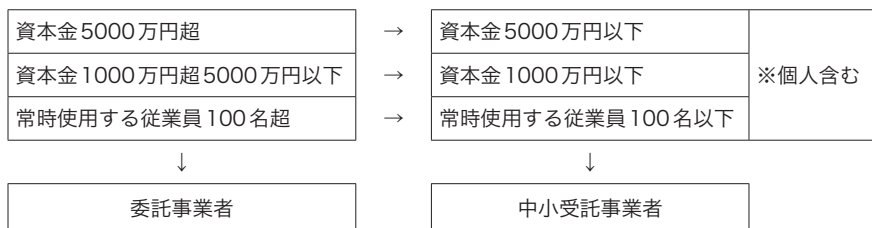
この要件により、資本金額が小さくても実際に多数の従業員を抱えて大規模な事業を営む企業は「委託事業者」とされ、逆に資本金が大きくても従業員数が少ない場合は「中小受託事業者」として保護対象になり得ます。

適用対象者整理図

<ul style="list-style-type: none"> ・物品製造委託・修理委託及び特定運送委託 ・情報成果物作成委託のうちプログラム作成 ・役務提供委託のうち運送、物品の倉庫における保管及び情報処理 	の場合
--	-----



<ul style="list-style-type: none"> ・情報成果物作成委託（プログラム作成を除く） ・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く） 	の場合
--	-----



5 改正の意義と実務への影響

従業員数基準の導入は、従来の資本金基準だけでは適切にカバーできなかったケースに対応するものです。これにより、法の適用範囲がより実態に即したものとなり、中小企業保護の実効性が高まりました。

実務的には、契約当事者が委託事業者か中小受託事業者に該当するかを判断する際、資本金だけでなく従業員数も確認する必要があります。とりわけ、資本金は小さいが実態として大規模に事業を展開している企業（ITベンチャー企業の一部など）は新たに「委託事業者」とされ得るため注意が必要です。

また、従業員数基準の追加により、従来は保護を受けられなかった企業